

## 議 案 第 2 号

### 専決処分の報告及び承認について

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が平成31年4月1日に施行されたことに伴い、第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る市町村が定める保険料率の減額割合の範囲が定められたことから、特に緊急を要すると認め、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料を減額し、負担の軽減を図るため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

令和元年6月11日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成31年4月1日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

介護保険法施行令の改正に伴い、低所得の第1号被保険者に対する介護保険料を減額し、負担の軽減を図るため。

## 松戸市介護保険条例の一部を改正する条例

松戸市介護保険条例（平成12年松戸市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第8項を次のように改める。

（平成31年度及び平成32年度における保険料率の特例）

8 第7条第1項第1号から第3号までに規定する第1号被保険者の平成31年度及び平成32年度の各年度における保険料率は、同項第1号から第3号までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 第7条第1項第1号に掲げる者 23,400円
- (2) 第7条第1項第2号に掲げる者 36,600円
- (3) 第7条第1項第3号に掲げる者 45,840円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の松戸市介護保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。